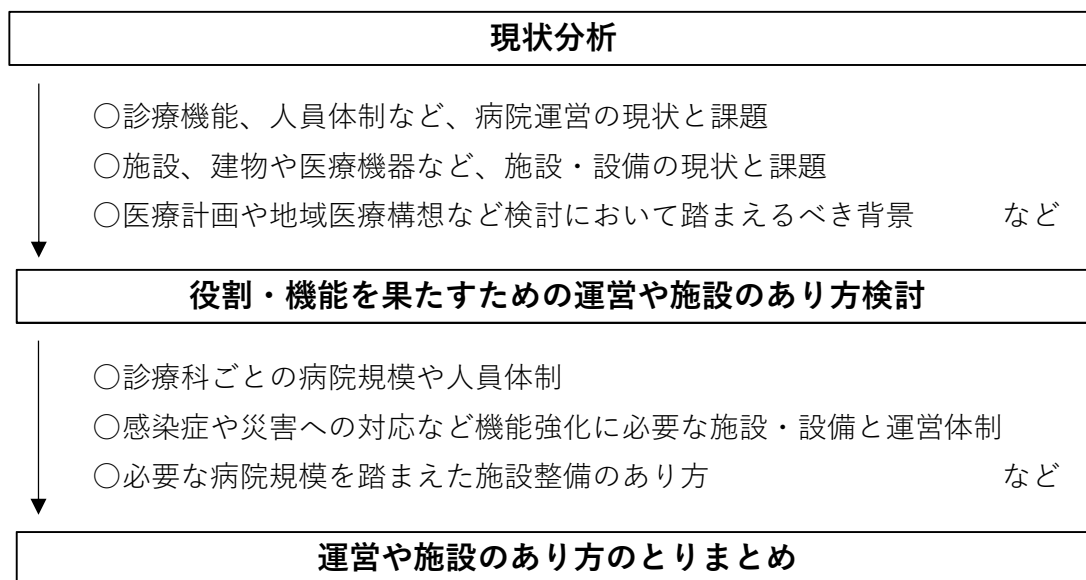


今後の審議の進め方について

1 審議の内容

役割・機能の検討結果を踏まえ、運営や施設のあり方について、以下のとおり検討を進めていくもの。



2 部会での検討

「運営や施設のあり方」の議論を効果的に行うため、外部の専門家で構成する専門部会を設置して検討し、その報告を審議会で受ける。

《部会の概要》

項目	内容
名 称	運営・施設部会
所掌事務	専門部会は福岡市民病院の運営及び施設のあり方について検討し、審議会に対し意見報告を行う
委員数	8名以内
委員構成	以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命 (1) 地域医療構想について専門的知見を有する医療関係者 (2) 医療経営について専門的知見を有する学識経験者 (3) 建築分野について専門的知見を有する学識経験者 (4) 福岡市民病院の代表者
任 期	審議会への意見報告まで

《設置規定》 福岡市病院事業運営審議会運営・施設部会設置要綱（案）※別紙

福岡市病院事業運営審議会運営・施設部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、福岡市民病院のあり方について検討するため、福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に専門部会として運営・施設部会を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は福岡市民病院の運営及び施設のあり方について検討し、審議会に対し意見報告を行う。

（組織）

第3条 専門部会は、委員8人以内で組織する。

（委員）

第4条 専門部会の委員は、以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命する。

- (1) 地域医療構想について専門的知見を有する医療関係者
- (2) 医療経営について専門的知見を有する学識経験者
- (3) 建築分野について専門的知見を有する学識経験者
- (4) 福岡市民病院の代表者

2 委員は、やむを得ない事情により部会の会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、部会の会議に出席する代理者は、委員とみなす。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、意見報告までとする。

（部会長）

第6条 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は専門部会の会務を総理する。

（会議）

第7条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は別の方法により意見を聴取することができる。
- 4 専門部会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（会議の公開）

第8条 専門部会の会議は、これを公開する。

2 福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部を非公開とする決定は、部会長がこれを行う。

（庶務）

第9条 専門部会の庶務は、保健医療局総務企画部病院事業課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月 日から施行する。
- 2 部会設置後、最初の部会は、第7条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集する。